

💡皆さんの力で、森林を手入れしませんか

香美町環境保全型森林整備事業のご案内

- ◆手入れ不足の森林は中に光が当たらないため、地表に植物が生えず、木の生長も悪いなど不健康な状態で、大雨で土砂が流れ出す恐れがあります。
- ◆また、裏山の急斜面にある大きな樹木は、強風で人家や道路への倒木被害を及ぼす恐れがあります。
- ◆香美町では、森林環境譲与税を活用して、こうした森林の保全活動を行う小規模林業者、区・自治会等を支援します。

① 森林の間伐等を行いたい（小規模林業者対象）

小規模林業者等（自伐型林業者）が、自己の所有または管理する森林（人工林）において、間伐・作業道作設を行う場合に補助金を交付する。

▼0.1 ha以上の間伐を行う場合・・・163,000円／ha

▼作業道を作設する場合・・・2,000円／m（幅員1.5～2.0m）
2,500円／m（幅員2.0～2.5m）

② 生活保全林の整備を行いたい（区・自治会等対象）

集落が、集落周辺の林縁部から30m程度で集落や道路等の保全対象に隣接した森林を整備する場合に補助金を交付する。

▼立木竹の間伐及び皆伐、下層木等の除去を0.3ha以上行う場合
・・・補助金上限額1,000,000円／集落（補助率100％）



▲生活保全林整備（イメージ）

③ 危険木の伐採を行いたい（区・自治会等対象）

集落が、倒木によって集落内の住家、集会所、道路等に被害を及ぼす恐れのある立木竹の伐採を行う場合に補助金を交付する。

▼胸高直径がおおむね20cm以上の立木竹を伐採する場合
・・・補助金上限額1,000,000円／集落（補助率100％）



▲危険木伐採（イメージ）



事業要望の際にご注意ください

▼①～③のいずれも・・・

- ・事業完了検査後に補助金を交付しますので、業者等に施工を依頼する場合は、支払い資金を事業実施者（補助対象者）が事前にご準備いただく必要があります。
- ・事業の詳細については下記問い合わせ先にご連絡ください。

▼②および③・・・

- ・集落内での合意形成、土地所有者の探索、説明、承諾依頼等は、各集落で行っていただきます。
- ・伐採木は原則、林地内に残置とします。
- ・整備は業者等に依頼してください（区民での自主整備は補助対象にはなりません）。
- ・事業実施後、本事業及び町類似事業を5年間行うことはできないほか、過去5年間に国県町の類似事業を行った集落は対象になりません。実施の際は、各集落内で十分に話し合いを行ってください。

※事業規模や内容によって、県里山防災林整備（計画面積5ha程度）や町里山防災林整備（計画面積1～1.5ha）等の活用をご案内します。

▼①および②・・・

- ・事業完了後に対象森林の管理協定を町と締結していただきます。



事業要望の期限等

事業要望期限 **令和7年6月27日（金）**

※下記問い合わせ先に、代表者の方がご連絡ください。



事業のスケジュール概要等

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ・事業要望期限 | ： 令和7年6月27日（金） |
| ・補助金交付申請期限 | ： 事業要望ののち約1ヵ月以内
～補助金交付決定後に事業着手～ |
| ・事業完了期限 | ： 令和8年2月末 |
| ・実績報告期限 | ： 令和8年3月上旬 |
| ・補助金交付 | ： 事業完了検査後（実績報告提出ののち約1ヵ月後） |



※要望件数が多数の場合、次年度以降の採択になる場合があります。

【お問合せ先】 香美町農林水産課林務係 Tel：0796-94-0321（村岡地域局内）